

-
- ◎認定第 1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成24年度白老町水道事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 報告第 1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 2号 平成24年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第9、認定第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。以上6件を一括議題に供します。

それぞれ提案理由の説明を求めます。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） それでは、認定第1号でございます。1－1ページでございます。認定第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次のとおり平成24年度白老町各会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成25年9月6日提出。白老町長。

- 1、平成24年度白老町一般会計歳入歳出決算。
- 2、平成24年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 3、平成24年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- 4、平成24年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。
- 5、平成24年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算。
- 6、平成24年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
- 7、平成24年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算。
- 8、平成24年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 9、平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。
- 10、平成24年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算でございます。

続きまして、認定第2号でございます。2-1ページでございます。認定第2号 平成24年白老町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度白老町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成25年9月6日提出。白老町長。

続きまして、認定第3号でございます。3-1ページでございます。認定第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成25年9月6日提出。白老町長。

続きまして、報告第1号でございます。1-1ページでございます。報告第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

地方自治法第233条第5項及び第241条第5項並びに同法施行令第166条第2項の規定により、平成24年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

平成25年9月6日提出。白老町長。

- 1、歳入歳出決算事項別事項別明細書。
- 2、実質収支に関する調書。
- 3、財産に関する調書。
- 4、使用施策等成果説明書。

次のページでございます。報告第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第30条第6項並びに同法施行令第23条の規定により、平成24年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

平成25年9月6日提出。白老町長。

- 1、事業報告書。
- 2、収益費用明細書。
- 3、固定資産明細書。
- 4、企業債明細書。

次のページでございます。報告第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第30条第6項並びに同法施行令第23条の規定により、平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

平成25年9月6日提出。白老町長。

- 1、事業報告書。
- 2、収益費用明細書。
- 3、固定資産明細書。

4、企業債明細書。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの提案理由の説明が終わりましたが、これら決算認定3件と報告3件についての審査を本会議において行うことは困難であると思われま

す。そこで、お諮りいたします。本件については、議長及び監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、本定例会休会中の審査といたしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第3号まで及び報告第1号から第3号まで、以上6件を一括して、議長及び監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、本定例会休会中の審査とすることに決定をいたしました。

次に、委員会条例第7条の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時00分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） この際議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に小西秀延議員、副委員長に山田和子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。